

令和8年度農林漁家民宿施設等整備支援事業実施要領

(目的)

第1 本県の農林漁家民宿は、農山漁村の地域資源を生かした交流拠点として期待されているが、物価高騰等により施設の整備・改修の実施が困難となっている。

そこで、同民宿施設の安全性・快適性・利便性の向上、運営コスト削減等に資する整備・改修経費を補助し、同民宿運営による農林漁家等の所得向上と交流人口の増加による農山漁村地域の活性化を図る。

(定義)

第2 この要領における用語については、次のとおりとする。

(1) 「農林漁家民宿」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する民宿をいう。

(2) 「愛媛型農林漁家民宿」とは、愛媛型農林漁家民宿認定要綱において、農林漁家等が開業する小規模な体験民宿（33㎡未満）で「愛媛型農林漁家民宿」として認定された民宿をいう。なお、農林漁家以外が開業する場合には、地域内の農林漁家と連携し、必要な役務（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に定める体験役務）の提供を行うことが必要。

(事業実施主体等)

第3 本事業における事業実施主体及び条件は別表1、事業内容、補助率及び補助率限度額は別表2、補助対象経費は別表3のとおりとする。

(事業実施期間)

第4 事業実施期間は本実施要領施行日から令和9年2月28日までとする。

(事業実施計画の申請及び承認)

第5 事業実施主体は、本事業を実施しようとするとき、令和8年度農林漁家民宿施設等整備支援事業実施計画承認申請書（様式第1号）に関係書類と所管の市町の意見書を添えて所管の地方局を経由して、別に定める期日までに知事に提出する。計画書の作成に当たっては、所管の地方局の指導を得るものとする。

2 前項の申請を受けた知事は、その内容を審査し、適当と認めるときは承認し、通知する。

(事業の着手)

第6 事業の着手は、原則として補助金交付指令に基づき行うものとする。

ただし、補助事業者は、実施要領第5に規定する計画承認の後、当該年度内においてやむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合は、あらかじめ指令前着手届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(県の助成)

第7 知事は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成するものとする。

(事業の確認)

第8 知事は、この事業の実施について、書類又は現地確認等によって確認するものとする。

(事業の審査)

第9 本事業の実施に当たって、事業実施計画の審査は次のとおりとする。

(1) 本庁

事業の円滑かつ的確な実施を確保し、効果的な事業導入を図るため、地方局から進達のあった事業実施計画については、本庁において審査する。

(2) 地方局

事業趣旨の徹底及び事業実施の指導等を行うとともに、管内の事業実施計画を取りまとめ、進達する。

(3) 市町

事業実施の助言等を行うとともに、事業実施主体から提出された内容を確認し、意見書(様式任意)を事業実施主体へ通知する。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年3月19日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。
- 3 令和9年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定に関わらず同日後においても効力を有する。

別表1（第3関係）

【事業実施主体及び条件】

事業実施主体	<p>愛媛県内で農林漁家民宿（愛媛型農林漁家民宿を含む）を営む次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 農林漁家民宿を営む者（個人・法人）</p> <p>(2) 新規に農林漁家民宿を開業しようとする者（個人・法人）</p>
条件	<p>上記に該当する者については、次の全ての条件を満たすものとする。</p> <p>(1) 愛媛県内に在住している者であること。</p> <p>(2) 改修する施設を所有している、または、貸借の場合は、施設の整備等について所有者の同意を得ていること。</p> <p>(3) 農林漁家民宿の開設に必要な許認可を取得していること（新規開設の場合は年度内に確実に取得できること）。</p> <p>(4) 農林漁家民宿の運営は、原則として有償で行うこと。</p> <p>(5) 原則として、事業実施年度の翌年度から農林漁家民宿営業を5年以上営むこと。</p> <p>(6) 宿泊者数等の運営状況を県に報告することに同意すること。</p> <p>(7) 近隣の地域住民とのトラブルがないこと。</p> <p>(8) 申請した事業内容について、他の補助金を重複して利用しないこと。ただし、交付決定を受けた事業であっても、交付対象となっていない事業については、当該事業の対象として申請することができる。</p> <p>(9) 申請時点で、県税の滞納がないこと。</p>

別表2（第3関係）

【事業内容、補助率及び補助限度額】

区分	事業内容	補助率	補助限度額
1	既存の農林漁家民宿の整備・改修	補助対象経費の 2分の1以内 (千円未満は切り捨て)	1,500千円/施設
2	新規に開業する農林漁家民宿の整備		3,000千円/施設
<p><注意事項></p> <p>① 一般の民宿や民泊を営む者が、その施設を農林漁家民宿の手続を経て改修する場合は、既存施設として扱い、区分1とする。</p> <p>② 既に農林漁家民宿を営む者が新たに別施設を開業しようとする場合は、新規開設として扱い、区分2とする。（別住所かつ別棟であること）</p> <p>③ 複数の施設を組み合わせた場合でも、1申請者あたりの補助限度額は、3,000千円とする。</p>			

別表3（第3関係）

【補助対象経費】

既存の農林漁家民宿の場合は、同民宿施設の安全性・快適性・利便性の向上、運営コストの節減等に資する施設の整備・改修を行うための経費

新規に開業する農林漁家民宿の場合は、上記に加え、同民宿の開業に必要な許認可に要する施設の整備・改修を行うための経費

	No	項目	内容
必須項目	1	耐震改修、防犯・防火設備	耐震改修、防犯・防火設備、非常灯・火災報知機等
	2	節水・省エネ設備	断熱施工、冷暖房機器、高効率給湯機器、節水器具、照明（LED化）、窓の交換（二重窓化）等
	3	内装改修	水回り（風呂、洗面所、トイレ等）、内壁・カーテンの張替え、畳・襖・障子の交換、建具、電気設備、給排水施設、バリアフリー化等
	4	外装改修	外壁・屋根の防水加工や塗装等
必須項目以外	5	通信環境設備	通信環境の整備等
	6	外構工事	住宅用フェンス、通路（安全対策）、駐車場の整備等
	7	体験施設整備	体験設備、休憩所、手洗い、簡易トイレ設置等
	8	その他	案内板、寝具、家具、家電、感染症対策、廃棄物処理、その他特に必要と認められる経費

<注意事項>

- ① 愛媛県内に所在する施設であること。
- ② 宿泊者が直接利用する場所の改修・物品に限る。住宅と一体となっている施設においては、生活場所は対象としない（愛媛型農林漁家民宿の場合、共同利用部分は対象とする）。
- ③ 項目No1～4のいずれかを実施すること。
- ④ 項目No5～8については、宿泊施設改修（項目No1～4）と合わせて実施する場合に限る。（体験施設だけの改修や家具・家電のみの購入は不可）。
- ⑤ 施設の購入費、貸借に係る経費、土地の購入費は対象としない。
- ⑥ 自力施行による材料費（木材、ビス、塗料等）も対象とするが、工具取得や人件費、自家用車の利用（ガソリン代）等は対象としない。
- ⑦ 改修工事の状況を確認できるよう、写真等で記録すること。（改修前、改修後、進捗状況等）
- ⑧ 1申請あたりの対象経費が30万円（税抜き）以上のものであること。
- ⑨ 経費の支出等、用途が不明なものについては、対象としない。
- ⑩ 事業実施期間内に支払い済みでない経費は対象としない。

様式第1号 (第5関係)

令和8年度農林漁家民宿施設等整備支援事業実施計画承認申請書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者氏名

令和8年度農林漁家民宿施設等整備支援事業実施要領第5に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

(注) 別記様式を添付すること

別記様式（第5関係）

令和8年度農林漁家民宿施設等整備支援事業実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的

--

2 目標年度及び成果目標

項目	現在(R7年度)	成果目標（年度）
宿泊人数	人/年度	人/年度
宿泊受入日数	日/年度	日/年度
宿泊誘致の内容	※どのようにして目標達成するのか具体的な計画を記載してください。	

※成果目標は、事業実施年度から5年後令和13年度を目途に記載してください。

3 事業内容

(1) 対象施設

施設の名称	
所在地	

(2) 事業区分

区分	<input type="checkbox"/> 既存の農林漁家民宿の整備・改修
	<input type="checkbox"/> 新規に開業する農林漁家民宿の整備

(3) 事業費積算書

項目	具体的な内容及び積算 ※新規開業予定の場合は、許認可に必要な事業内容にチェックをしてください	事業費 (円)	負担区分 (円)	
			県補助金	その他
1 耐震改修、 防犯・防火設備	<input type="checkbox"/>			
2 節水・ 省エネ設備	<input type="checkbox"/>			
3 内装改修	<input type="checkbox"/>			
4 外装改修	<input type="checkbox"/>			

5 通信環境設備	<input type="checkbox"/>			
6 外構工事	<input type="checkbox"/>			
7 体験施設整備	<input type="checkbox"/>			
8 その他	<input type="checkbox"/>			
合 計				
うち消費税相当額				

※必要に応じて行を増やしてください。

(4) 事業スケジュール等

事業スケジュール	
事業の実現性	※資金調達（自己資金）の確保等、必要な人材の確保等を記載すること。
事業の今後の継続性 (運営収支計画)	※農林漁家民宿の運営に係る収支計画の概要

※事業実施後5年間の収支計画書を添付してください。(様式は任意)

4 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

※補助事業の実施期間を記載してください。

5 営業許可等の取得等状況

項 目	年月日 (予定)	備 考
建 築 確 認	年 月 日交付 (予定)	
旅 館 業 営 業 許 可	年 月 日取得 (予定)	
食 品 営 業 許 可	年 月 日取得 (予定)	
特定施設設置届出書の審査終了通知	年 月 日交付 (予定)	

※既に許可等を取得されている方は許可証等の写しを添付してください。

※営業許可を取得していない場合は、取得予定を記入してください。

※必要のない許認可の項目については、「備考」にその旨を記入指定ください。

6 添付書類

(1) 事業計画申請時

- ア 別添様式「確認表」
- イ 事業計画の詳細が把握できる事業費内訳書、図面、見積書、パンフレット、規模決定根拠、宿泊施設等の現況写真等
- ウ 事業実施主体の概要が把握できる資料（法人の場合は、定款の写し等）
- エ 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を取得している場合は、その許可証等の写し
- オ 事業実施後5年間の収支計画書（様式は任意）
- カ 宿泊施設等の所有状況、申請者等の県税滞納がないこと等が把握できる資料
- キ 補助事業の内容が建築工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容の分かる資料
- ク 補助対象である建物（設備、備品を含む。）に他の補助金を活用した別の設備予定がある場合はその内容が分かる資料
- ケ その他知事が必要と認める書類

(2) 事業実績報告時

- ア 事業実績の詳細が把握できる事業費内訳書、図面及び写真、会計関係書類（契約書、振込書、領収書等）の写し、パンフレット（計画申請時と異なる場合）等
- イ 宿泊施設等及び体験プログラム提供等に係るホームページやパンフレット
- ウ 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可がある場合は、その許可証等の写し
- エ その他知事が必要と認める書類

3 他の補助金の活用の有無

他の補助金の 活用状況	<p>※いずれかにチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>
	<p>※上記が「有」の場合は、チェック及び記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 補助事業の内容が建築工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある。</p> <p>補助金名： 事業内容：</p> <p>補助金に係る問合せ先：</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象である建物（設備、備品を含む。）に他の補助金を活用した別の整備予定がある。</p> <p>補助金名： 事業内容：</p> <p>補助金に係る問合せ先</p> <p>※補助金に係る問合せ先は、補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先を記載してください。</p>

4 個人情報等の同意

以下の内容に同意等する場合は、チェックしてください。

<input type="checkbox"/>	<p>本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報に記載されている個人情報（氏名等）について、関係自治体、支援機関、関係機関に提供することに同意します。</p> <p>（同意いただけない場合は、取組内容等が確認ができないため、本事業の実施ができない場合があります。）</p>
<input type="checkbox"/>	<p>本事業の事業実施状況及び成果等について、調査、報告又は資料提供に協力します。</p>

5 提出書類（申請時）

<input type="checkbox"/>	<p>事業計画の詳細が把握できる事業費内訳書、図面、見積書、パンフレット、規模決定根拠、宿泊施設等の現況写真等</p>
<input type="checkbox"/>	<p>事業実施主体の概要が把握できる資料（法人の場合は、定款の写し等）</p>
<input type="checkbox"/>	<p>事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を取得している場合は、その許可証等の写し</p>
<input type="checkbox"/>	<p>事業実施後5年間の収支計画書（様式は任意）</p>
<input type="checkbox"/>	<p>宿泊施設等の所有状況が確認できる資料、貸借の場合は所有者の同意書</p>
<input type="checkbox"/>	<p>申請者等の県税の滞納がないことが把握できる資料</p>
<input type="checkbox"/>	<p>補助事業の内容が建築工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容の分かる資料</p>
<input type="checkbox"/>	<p>補助対象である建物（設備、備品を含む。）に他の補助金を活用した別の整備予定がある場合はその内容が分かる資料</p>

様式2号（第6関係）

令和8年度農林漁家民宿施設等整備支援事業指令前着手届

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者氏名

令和8年度農林漁家民宿施設等整備支援事業実施計画に基づく下記事業について、別記条件を了承のうえ指令前に着手したいので、令和8年度農林漁家民宿施設等整備支援事業実施要領第6の規定により、指令前着手届を提出します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業費（円）
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前に事業に着手する理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を唱えないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付指令を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

年 月 日

(市町名) 長 様

住 所
事業主体名
代表者氏名

令和 8 年度農林漁家民宿施設等整備支援事業実施計画に係る意見書について

標記事業の事業実施計画の申請に際し、令和 8 年度農林漁家民宿施設等整備支援事業実施要領第 5 及び第 9 に基づく意見書をいただきたく、次のとおり申請します。

記

1 施設の名称：

2 所在地：

※県への事業実施計画承認申請書類一式を添付すること。

参考様式2（第5、第9関係）

記 号 番 号
年 月 日

（事業実施主体） 様

市町長名

令和8年度農林漁家民宿施設等整備支援事業実施計画に係る意見書

下記申請者が申請する標記事業について、令和8年度農林漁家民宿施設等整備支援事業実施要領第5及び第9に基づき通知します。

記

1 施設の名称：

2 所在地：

3 市町の意見

標記事業実施計画について、意見はありません。

その他特記事項

()

※該当にチェックをしてください。